

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 28 年中間事業年度)

自 平成 28 年4月 1 日

至 平成 28 年9月 30 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 平成 28 年中間事業年度」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 28 年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 28 年 9 月 30 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
3【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【業績等の概要】	3
2【対処すべき課題】	16
3【事業等のリスク】	32
4【経営上の重要な契約等】	34
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
第3【設備の状況】	35
1【主要な設備の状況】	35
2【設備の新設、除却等の計画】	35
第4【機構の状況】	35
1【出資金等の状況】	35
2【役員の状況】	36
第5【経理の状況】	36
【中間財務諸表等】	37
(1)【中間財務諸表】	37
①【中間貸借対照表】	37
②【中間損益計算書】	38
③【中間純資産変動計算書】	39
④【中間キャッシュ・フロー計算書】	41
(2)【主な資産及び負債の内容】	88
(3)【その他】	88
第6【機構の参考情報】	88
中間監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益 (百万円)	219,515	205,019	189,305	434,569	407,972
経常利益 (百万円)	90,683	84,744	78,813	180,499	168,933
当期純利益 (百万円)	15,482	13,659	12,234	30,971	30,197
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	156,327	188,378	228,065	173,489	216,187
総資産額 (百万円)	24,262,923	24,668,696	24,874,418	24,524,279	24,643,371
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	126,670	117,898	263,763	66,626	174,764
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	124,144	20,894	135,885	△137,784	434,642
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	3,193	△297,006
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	717,990	538,003	1,111,260	399,211	711,611
職員数 (人)	86	88	90	89	87

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

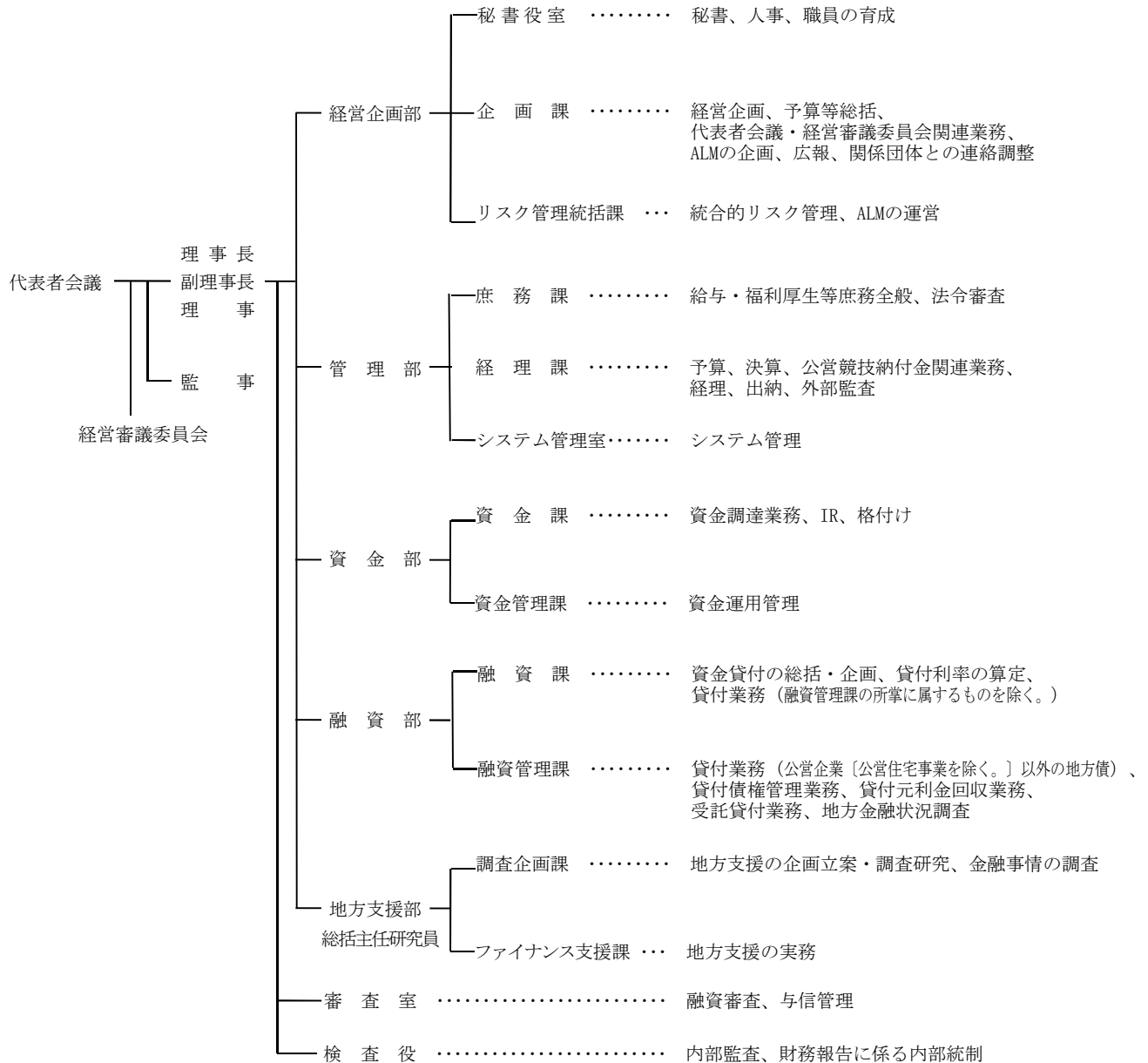
2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村）の出資によるものです。

2 【事業の内容】

当中間事業年度において、当機構の業務の内容について重要な変更はありません。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 28 年 9 月 30 日現在)



3 【従業員の状況】

平成 28 年 9 月現在における当機構の職員数は、90 人となっております。なお、職員の給与については、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

①業績

当中間事業年度の業績は以下のとおりです。

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,893億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,892億円です。また、経常費用は1,104億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,065億円です。

この結果、経常利益は788億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付けに係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額37億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額703億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の中間純利益は122億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆8,744億円、負債の部につきましては債券等の24兆6,463億円、純資産総額につきましては地方公共団体出資金等2,280億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,637億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,358億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1兆1,112億円となりました。

②貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成 28 年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

その結果、平成 28 年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 11 兆 2,462 億円規模とされ、そのうち一般会計債は 4 兆 9,481 億円、公営企業債は 2 兆 4,297 億円、被災施設借換債は 4 億円、臨時財政対策債は 3 兆 7,880 億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、1 兆 8,160 億円が計上されました。

(貸付計画)

平成 28 年度の貸付計画は、1 兆 6,900 億円としました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付は、5,405 件、7,640 億 45 百万円行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、66.2%を占めております。

同意・許可前貸付は、行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付は、行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付は、22 億 37 百万円行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還（地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。当中間事業年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 216,915 件、8,216 億 25 百万円、利息 245,958 件、1,905 億 31 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 127 件、35 億 82 百万円を収納しました。その理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。なお、補償金として 90 百万円を収納しました。

平成 28 年 9 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 245,655 件、23 兆 6,033 億 49 百万円で、その事業別残高は下表「当中間事業年度末事業別長期貸付残高」のとおりです。

また、平成 28 年 9 月末における受託貸付残高は 21,163 件、2,990 億 12 百万円となりました。

平成 28 年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 28 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	4,984	686	10,931
2 公営住宅建設事業	1,141	314	127	700
3 災害復旧事業	711	711	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	1,215	329	1,851
(1) 学校教育施設等	1,248	656	91	501
(2) 社会福祉施設	381	0	149	232
(3) 一般廃棄物処理	657	476	89	92
(4) 一般補助施設等	569	83	0	486
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	21,474	0	3,766	17,708
(1) 一般	4,362	0	148	4,214
(2) 地域活性化	690	0	113	577
(3) 防災対策	871	0	143	728
(4) 地方道路等	3,221	0	486	2,735
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,014	5,186
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設最適化	1,130	0	184	946
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,283	0	382
(1) 辺地対策	465	465	0	0
(2) 過疎対策	4,200	3,818	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	49,132	11,507	4,908	32,717
二 公営企業債				
1 水道事業	4,473	2,358	1,857	258
2 工業用水道事業	222	0	114	108
3 交通事業	1,654	199	326	1,129
4 電気事業・ガス事業	178	0	94	84
5 港湾整備事業	461	146	32	283
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	1,310	1,526	1,598
7 市場事業・と畜場事業	458	0	95	363
8 地域開発事業	699	0	0	699
9 下水道事業	11,597	3,257	3,510	4,830
10 観光その他事業	94	0	9	85
計	24,270	7,270	7,563	9,437
合計	73,402	18,777	12,471	42,154
三 臨時財政対策債	37,880	9,299	5,568	23,013
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	112,082	28,076	18,039	65,967

平成 28 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 28 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	323	234	89
災 害 復 旧 事 業	18	18	0
一 般 単 独 事 業	8	0	8
計	349	252	97
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	1	0	1
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	4	0	4
下 水 道 事 業	22	7	15
計	27	7	20
合 計	376	259	117
被 災 施 設 借 換 債	4	0	4
総 計	380	259	121

平成 28 年度地方債計画資金区分
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円)

項 目	平成 28 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	4,984	686	10,931
2 公営住宅建設事業	1,464	548	216	700
3 災害復旧事業	729	729	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	1,215	329	1,851
(1) 学校教育施設等	1,248	656	91	501
(2) 社会福祉施設	381	0	149	232
(3) 一般廃棄物処理	657	476	89	92
(4) 一般補助施設等	569	83	0	486
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	21,482	0	3,774	17,708
(1) 一般	4,370	0	156	4,214
(2) 地域活性化	690	0	113	577
(3) 防災対策	871	0	143	728
(4) 地方道路等	3,221	0	486	2,735
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,014	5,186
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設最適化	1,130	0	184	946
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,283	0	382
(1) 辺地対策	465	465	0	0
(2) 過疎対策	4,200	3,818	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調	100	0	0	100
計	49,481	11,759	5,005	32,717
二 公営企業債				
1 水道事業	4,474	2,358	1,858	258
2 工業用水道事業	222	0	114	108
3 交通事業	1,654	199	326	1,129
4 電気事業・ガス事業	178	0	94	84
5 港湾整備事業	461	146	32	283
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	1,310	1,526	1,598
7 市場事業・と畜場事業	462	0	99	363
8 地域開発事業	699	0	0	699
9 下水道事業	11,619	3,264	3,525	4,830
10 観光その他事業	94	0	9	85
計	24,297	7,277	7,583	9,437
合計	73,778	19,036	12,588	42,154
三 被災施設借換債	4	0	4	0
四 臨時財政対策債	37,880	9,299	5,568	23,013
五 退職手当債	800	0	0	800
総計	112,462	28,335	18,160	65,967

当中間事業年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当中間事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	54,456	42,869	5.6
公営住宅事業	16,498	17,936	2.3
全国防災事業	23,916	51,145	6.7
学校教育施設等整備事業	9,550	5,443	0.7
社会福祉施設整備事業	14,397	9,884	1.3
一般廃棄物処理事業	14,765	7,215	0.9
一般事業	7,671	13,011	1.7
地域活性化事業	7,398	7,541	1.0
防災対策事業	14,318	12,424	1.6
地方道路等整備事業	38,356	33,462	4.4
合併特例事業	91,829	91,446	12.0
緊急防災・減災事業	152,705	125,118	16.4
公共施設最適化事業	5,505	1,058	0.1
計	451,364	418,551	54.8
臨時財政対策債	587,938	178,851	23.4
(一般会計債等分計)	1,039,302	597,402	78.2
公営企業債			
水道事業(上水道)	148,793	8,716	1.1
(簡易水道)	19,683	12,838	1.7
交通事業(一般交通)	988	335	0.0
(都市高速鉄道)	24,994	3,738	0.5
病院事業	126,486	16,841	2.2
下水道事業	295,667	104,384	13.7
工業用水道事業	8,155	123	0.0
電気事業	4,459	401	0.1
ガス事業	2,916	40	0.0
介護サービス事業	1,411	2,190	0.3
市場事業	11,291	13,161	1.7
と畜場事業	1,826	559	0.1
駐車場事業	161	110	0.0
小 計	646,831	163,435	21.4
港湾整備事業	3,071	2,445	0.3
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	395	762	0.1
小 計	3,467	3,207	0.4
計	650,298	166,642	21.8
被災施設借換債	400	0	0.0
合 計	1,690,000	764,045	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	当中間事業年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	101,869	13.3
政令指定都市	59,698	7.8
市及び特別区	505,796	66.2
町村	83,656	10.9
企業団・組合等	13,027	1.7
計	764,045	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	216,662	816,450	245,705	190,040
公社貸付	253	5,176	253	492
計	216,915	821,625	245,958	190,531
長期貸付繰上償還				
一般貸付	127	3,582	-	-
公社貸付	-	-	-	-
計	127	3,582	-	-
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	217,042	825,208	245,958	190,531

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	368,911	1.6	都市高速鉄道事業	1,134,486	4.8
公営住宅事業	337,682	1.4	病院事業	823,560	3.5
全国防災事業	146,733	0.6	下水道事業	7,868,326	33.3
学校教育施設等整備事業	39,286	0.2	工業用水道事業	192,273	0.8
社会福祉施設整備事業	87,287	0.4	電気事業	46,062	0.2
一般廃棄物処理事業	14,803	0.1	ガス事業	34,143	0.1
一般事業	58,344	0.3	港湾整備事業	60,650	0.3
臨時河川等整備事業	70,977	0.3	介護サービス事業	23,275	0.1
臨時高等学校整備事業	30,255	0.1	市場事業	84,697	0.4
臨時地方道整備事業	1,607,495	6.8	と畜場事業	10,985	0.1
地域活性化事業	55,347	0.2	観光施設事業	3,921	0.0
防災対策事業	146,813	0.6	駐車場整備事業	28,641	0.1
地方道路等整備事業	495,467	2.1	産業廃棄物処理事業	549	0.0
合併特例事業	986,708	4.2	地域開発事業	35	0.0
緊急防災・減災事業	690,136	2.9	一般貸付計	23,550,066	99.8
公共施設最適化事業	1,058	0.0	道路公社	53,283	0.2
臨時財政対策債	4,621,357	19.6	公社貸付計	53,283	0.2
水道事業	3,471,154	14.7	合計	23,603,349	100.0
一般交通事業	8,651	0.0			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

当中間事業年度末の都道府県別長期貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	286	423,540	5,206	711,074	8,136	210,325	303	25,476	-	-	13,931	1,370,414
青森	204	32,464	1,983	248,514	1,407	47,261	106	13,463	-	-	3,700	341,702
岩手	236	59,736	2,703	253,197	728	29,291	225	18,649	-	-	3,892	360,873
宮城	375	141,403	4,648	412,791	2,656	54,029	131	8,722	-	-	7,810	616,946
秋田	207	24,529	4,610	258,081	1,130	13,620	8	295	-	-	5,955	296,524
山形	248	79,571	2,715	177,439	1,912	36,557	147	5,336	10	21	5,032	298,924
福島	395	73,602	3,573	262,840	3,017	55,733	196	21,387	3	127	7,184	413,689
茨城	480	128,498	6,504	443,395	1,371	42,831	244	23,360	3	192	8,602	638,275
栃木	263	55,179	3,296	226,171	779	26,261	10	3,110	7	319	4,355	311,042
群馬	278	49,130	3,490	194,487	1,796	38,105	203	18,614	-	-	5,767	300,336
埼玉	266	234,586	6,177	664,275	1,659	52,043	313	19,277	10	413	8,425	970,594
千葉	402	97,873	4,964	645,255	833	24,546	390	44,132	9	1,509	6,598	813,315
東京	127	156,228	2,087	312,302	185	5,474	30	17,718	-	-	2,429	491,721
神奈川	231	185,897	3,005	866,251	1,034	39,367	70	75,533	-	-	4,340	1,167,048
新潟	267	52,066	8,266	494,619	927	20,379	148	14,421	-	-	9,608	581,485
富山	278	33,074	3,804	308,377	556	24,867	145	14,167	9	273	4,792	380,758
石川	177	32,815	2,788	214,011	1,217	43,507	24	3,169	-	-	4,206	293,502
福井	244	44,212	2,187	149,374	877	14,623	71	3,517	-	-	3,379	211,726
山梨	155	45,670	3,040	118,297	1,069	16,761	156	6,976	-	-	4,420	187,704
長野	236	39,788	4,235	281,678	3,140	69,065	174	14,673	8	419	7,793	405,624
岐阜	220	156,399	4,361	222,996	1,221	36,169	10	1,388	-	-	5,812	416,952
静岡	358	58,117	5,076	375,763	721	23,875	74	10,880	12	529	6,241	469,164
愛知	284	223,416	5,214	663,189	878	25,861	105	4,545	47	24,712	6,528	941,722
三重	398	144,155	3,997	291,400	1,075	28,523	32	5,553	-	-	5,502	469,630
滋賀	214	73,743	4,271	243,427	601	14,810	109	5,715	1	5	5,196	337,700
京都	207	41,875	3,530	472,579	1,043	29,332	26	5,350	10	598	4,816	549,735
大阪	116	120,342	5,471	1,416,734	919	34,311	227	77,586	16	4,542	6,749	1,653,515
兵庫	317	418,481	7,763	952,310	1,949	84,316	455	61,304	43	3,359	10,527	1,519,770
奈良	282	105,483	2,364	178,561	1,860	58,487	23	5,632	1	77	4,530	348,239
和歌山	112	40,440	1,621	201,521	1,373	56,416	75	6,801	-	-	3,181	305,178
鳥取	308	60,349	1,278	105,678	1,840	48,623	30	3,110	-	-	3,456	217,760
島根	251	102,149	2,543	214,692	309	8,752	63	3,474	-	-	3,166	329,067
岡山	296	110,457	4,627	378,618	1,279	31,095	109	20,625	-	-	6,311	540,795
広島	419	171,946	4,351	506,443	919	30,647	10	1,718	17	6,174	5,716	716,928
山口	424	55,473	4,316	277,494	590	12,984	113	8,473	-	-	5,443	354,423
徳島	189	47,440	1,371	116,272	794	28,031	3	73	-	-	2,357	191,816
香川	234	24,200	2,114	124,224	843	22,405	19	5,385	-	-	3,210	176,213
愛媛	105	21,672	2,307	203,114	611	23,462	18	1,409	-	-	3,041	249,657
高知	144	88,550	1,528	142,220	705	20,269	10	10,461	-	-	2,387	261,500
福岡	107	116,487	4,794	917,851	2,079	100,517	259	23,367	26	9,647	7,265	1,167,869
佐賀	56	31,907	1,601	165,065	633	30,846	100	11,050	-	-	2,390	238,869
長崎	148	54,487	2,746	275,724	659	18,423	15	3,774	8	295	3,576	352,702
熊本	167	57,506	2,718	201,839	1,569	48,170	35	2,913	6	48	4,495	310,477
大分	113	20,999	2,255	149,753	177	6,160	-	-	-	-	2,545	176,912
宮崎	157	70,710	2,059	154,412	729	20,395	10	1,050	-	-	2,955	246,566
鹿児島	175	134,405	2,371	174,541	803	23,362	17	3,025	2	24	3,368	335,358
沖縄	251	94,613	1,504	149,542	867	25,372	52	3,104	-	-	2,674	272,632
合計	11,407	4,635,660	167,432	16,518,392	61,475	1,756,255	5,093	639,760	248	53,283	245,655	23,603,349

注) 1 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(273件、69,655百万円)を含みます。

注) 2 四捨五入により計において一致しないことがあります。

③資金調達状況

当中間事業年度における地方金融機構債の発行総額は5,581億円（額面ベース。以下同じ。）であり、その内訳は10年債1,200億円、20年債650億円、5年債200億円、30年債100億円、FLIP1,780億円、MTNプログラム1,651億円（発行価額ベースでは1,647億円（ともに円換算後））となっております。なお、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債1,085億円、20年債1,295億円となっております。

その他、長期借入金250億円の借入を行っております。

また、公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、既往の政府保証債の借換えについて、政府保証債10年債1,200億円、同8年債600億円、同6年債1,400億円、同4年債400億円を発行しました。

この結果、当中間事業年度末において機構債券の発行残高は、20兆283億円（発行価額ベースでは20兆193億円）、長期借入金の借入残高は1,455億円となっております。

なお、当中間事業年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

（注）MTNプログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Note プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

当中間事業年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第83回	10年	200	0.090	100	H28. 4. 21	H38. 4. 28
第84回	10年	200	0.090	100	H28. 5. 24	H38. 5. 28
第85回	10年	200	0.080	100	H28. 6. 13	H38. 6. 26
第86回	10年	200	0.060	100	H28. 7. 22	H38. 7. 28
第87回	10年	200	0.125	100	H28. 8. 19	H38. 8. 28
第88回	10年	200	0.075	100	H28. 9. 20	H38. 9. 28
第51回	20年	200	0.377	100	H28. 4. 21	H48. 4. 28
第52回	20年	150	0.288	100	H28. 6. 13	H48. 6. 27
第53回	20年	150	0.180	100	H28. 7. 22	H48. 7. 28
第54回	20年	150	0.390	100	H28. 9. 20	H48. 9. 26
第19回	5年	200	0.020	100	H28. 4. 21	H33. 4. 28
第2回	30年	100	0.569	100	H28. 4. 21	H58. 4. 27
F311回	3年	30	0.015	100	H28. 4. 27	H31. 4. 26
F312回	5年	200	0.020	100	H28. 4. 27	H33. 5. 27
F313回	6年	30	0.030	100	H28. 4. 27	H33. 11. 10
F314回	6年	30	0.041	100	H28. 4. 27	H33. 11. 26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F315 回	6 年	60	0.041	100	H28. 4. 27	H33. 11. 29
F316 回	6 年	30	0.041	100	H28. 4. 27	H33. 11. 30
F317 回	7 年	200	0.068	100	H28. 4. 27	H35. 3. 20
F318 回	21 年	30	0.321	100	H28. 4. 27	H49. 4. 28
F319 回	25 年	30	0.385	100	H28. 4. 27	H53. 3. 19
F320 回	5 年	150	0.020	100	H28. 4. 28	H33. 2. 26
F321 回	6 年	30	0.036	100	H28. 4. 28	H33. 11. 19
F322 回	6 年	30	0.041	100	H28. 4. 28	H33. 11. 26
F323 回	6 年	30	0.041	100	H28. 4. 28	H33. 11. 29
F324 回	6 年	30	0.041	100	H28. 4. 28	H33. 11. 30
F325 回	6 年	60	0.030	100	H28. 4. 28	H34. 4. 28
F326 回	6 年	30	0.010	100	H28. 7. 27	H34. 2. 15
F327 回	6 年	30	0.009	100	H28. 7. 27	H34. 2. 25
F328 回	6 年	30	0.009	100	H28. 7. 28	H34. 2. 28
F329 回	6 年	30	0.010	100	H28. 7. 27	H34. 7. 27
F330 回	7 年	30	0.025	100	H28. 7. 27	H35. 7. 27
F331 回	7 年	30	0.025	100	H28. 7. 28	H35. 7. 28
F332 回	13 年	30	0.081	100	H28. 7. 28	H41. 2. 20
F333 回	23 年	30	0.183	100	H28. 7. 27	H51. 7. 28
F334 回	5 年	50	0.001	100	H28. 7. 28	H33. 8. 27
F335 回	6 年	50	0.023	100	H28. 7. 27	H34. 2. 28
F336 回	6 年	50	0.023	100	H28. 7. 28	H34. 2. 28
F337 回	6 年	30	0.023	100	H28. 7. 29	H34. 2. 28
F338 回	7 年	200	0.044	100	H28. 7. 28	H35. 6. 20
F339 回	17 年	60	0.130	100	H28. 7. 28	H45. 2. 28
F340 回	29 年	30	0.232	100	H28. 7. 28	H58. 1. 26
F341 回	40 年	100	0.485	100	H28. 7. 28	H68. 7. 28

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 53 回	5 年	米ドル	1,651	2.125	99.780	H28. 4.13	H33. 4.13

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A 号第 75 回	10 年	200	0.100	100	H28. 4.21	H38. 4.21
A 号第 76 回	10 年	200	0.115	100	H28. 5.26	H38. 5.26
A 号第 77 回	10 年	200	0.105	100	H28. 6.20	H38. 6.19
A 号第 78 回	10 年	100	0.069	100	H28. 7.22	H38. 7.22
A 号第 79 回	10 年	100	0.105	100	H28. 8.19	H38. 8.19
A 号第 80 回	10 年	100	0.125	100	H28. 9.20	H38. 9.18
B 号第 6 回	10 年	20	0.100	100	H28. 4.21	H38. 4.21
B 号第 7 回	10 年	20	0.115	100	H28. 5.26	H38. 5.26
B 号第 8 回	10 年	25	0.105	100	H28. 6.20	H38. 6.19
B 号第 9 回	10 年	40	0.069	100	H28. 7.22	H38. 7.22
B 号第 10 回	10 年	55	0.105	100	H28. 8.19	H38. 8.19
B 号第 11 回	10 年	25	0.125	100	H28. 9.20	H38. 9.18
C 号第 6 回	20 年	45	0.382	100	H28. 4.21	H48. 4.21
C 号第 7 回	20 年	45	0.338	100	H28. 5.26	H48. 5.26
C 号第 8 回	20 年	50	0.293	100	H28. 6.20	H48. 6.20
C 号第 9 回	20 年	121	0.190	100	H28. 7.22	H48. 7.22
C 号第 10 回	20 年	89	0.432	100	H28. 8.19	H48. 8.19
C 号第 11 回	20 年	45	0.453	100	H28. 9.20	H48. 9.19
D 号第 1 回	20 年	200	0.382	100	H28. 4.21	H48. 4.21
D 号第 2 回	20 年	200	0.338	100	H28. 5.26	H48. 5.26
D 号第 3 回	20 年	200	0.293	100	H28. 6.20	H48. 6.20
D 号第 4 回	20 年	100	0.190	100	H28. 7.22	H48. 7.22
D 号第 5 回	20 年	100	0.432	100	H28. 8.19	H48. 8.19
D 号第 6 回	20 年	100	0.453	100	H28. 9.20	H48. 9.19

A、D 号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第 83 回	10 年	200	0.020	100	H28. 4. 18	H38. 4. 17
第 84 回	10 年	200	0.020	100	H28. 5. 23	H38. 5. 22
第 85 回	10 年	200	0.010	100	H28. 6. 15	H38. 6. 15
第 86 回	10 年	200	0.005	100	H28. 7. 19	H38. 7. 17
第 87 回	10 年	200	0.010	100	H28. 8. 16	H38. 8. 14
第 88 回	10 年	200	0.010	100	H28. 9. 14	H38. 9. 14
第 6 回	8 年	600	0.001	100.18	H28. 9. 27	H36. 9. 27
第 18 回	6 年	700	0.001	100.32	H28. 5. 30	H34. 5. 30
第 19 回	6 年	700	0.001	100.62	H28. 7. 29	H34. 7. 29
第 7 回	4 年	400	0.001	100.40	H28. 6. 30	H32. 6. 30

償還方法：満期一括償還

2【対処すべき課題】

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成28年度事業実施方針並びに平成28年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりです。

①平成 28 年度事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的に支援し、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 28 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、東日本大震災からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が緊急に取り組む防災・減災等の事業を引き続き推進する。

2. 平成 28 年度貸付計画の概要

平成 28 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,039 億円、東日本大震災分 123 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,900 億円を計上する（平成 27 年度貸付計画額 18,300 億円から 1,400 億円、7.7%の減。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設最適化事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債及び一般廃棄物処理事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を新たに貸付対象とする。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) 被災施設借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金及び機構資金に係る被災施設借換債について、4 億円を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難しい事情がある場合に限る）。

(表1)

平成28年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) × 100	【参考】 平成28年度 地方債 計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等	545	735	△190	△25.9	686
	公営住宅事業	165	154	11	7.1	216
	全国防災事業	239	450	△211	△46.9	0
	学校教育施設等整備事業	95	173	△78	△45.1	91
	社会福祉施設整備事業	144	149	△5	△3.4	149
	一般廃棄物処理事業	148	134	14	10.4	89
	一般事業	77	45	32	71.1	156
	地域活性化事業	74	73	1	1.4	113
	防災対策事業	143	187	△44	△23.5	143
	地方道路等整備事業	384	425	△41	△9.6	486
	合併特例事業	918	977	△59	△6.0	1,014
	緊急防災・減災事業	1,527	1,272	255	20.0	1,678
	公共施設最適化事業	55	2	53	2,650.0	184
計	4,514	4,776	△262	△5.5	5,005	
臨時財政対策債	5,879	6,998	△1,119	△16.0	5,568	
(一般会計債等分 計)	10,393	11,774	△1,381	△11.7	10,573	
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,488	1,510	△22	△1.5	1,641
	水道事業(簡易水道)	197	164	33	20.1	217
	交通事業(一般交通)	10	7	3	42.9	12
	交通事業(都市高速鉄道)	250	278	△28	△10.1	314
	病院事業	1,265	1,210	55	4.5	1,509
	下水道事業	2,957	2,951	6	0.2	3,525
	工業用水道事業	82	67	15	22.4	114
	電気事業	44	41	3	7.3	57
	ガス事業	29	37	△8	△21.6	37
	介護サービス事業	14	17	△3	△17.6	17
	市場事業	113	141	△28	△19.9	85
	と畜場事業	18	43	△25	△58.1	14
	駐車場事業	1	8	△7	△87.5	3
	小計	6,468	6,474	△6	△0.1	7,545
港湾整備事業	31	36	△5	△13.9	32	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	1	3	300.0	6	
小計	35	37	△2	△5.4	38	
計	6,503	6,511	△8	△0.1	7,583	
被災施設借換債	4	15	△11	△73.3	4	
計	16,900	18,300	△1,400	△7.7	18,160	

- 注1) 事業等名は、平成28年度地方債計画に基づき区分した。
注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計327億円を計上した。
注4) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

Ⅱ 平成28年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信託を維持しながら資金調達を行う。

また、これまでにない低金利の状況が継続し、投資家の需要など市場環境が大きく変化していることを踏まえ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債、30年債を発行するとともに、引き続きFLIP(Flexible Issuance Program)による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行う。また、市場の環境に応じ、スポット債の発行のほか、必要に応じて長期借入も活用する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、フレックス枠を活用して、定例債の増額やスポット債の発行を行うなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な発行に努める。

③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信託を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

③ 半期ごとの資金調達計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 28 年度資金調達計画の概要

- (1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 28 年度においては、表 2 のとおり公募債を 9,500 億円発行する予定である。また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 4,200 億円発行する予定である。その他、長期借入を 300 億円行う予定である。

- (2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 28 年度においては、公庫債権金利変動準備金 2,000 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 6,000 億円を発行する予定である。

平成 28 年度資金調達計画

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 28 年度	平成 27 年度
国内債	6,000 億円	6,100 億円
10 年債	2,400 億円	2,700 億円
20 年債	1,200 億円	1,000 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	-
FLIP	2,000 億円	2,200 億円
国外債	2,200 億円	2,200 億円
フレックス枠	1,300 億円	1,700 億円
計	9,500 億円	10,000 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

※ 平成 27 年度については、当初計画額を計上（以下、同じ）。

※ 平成 27 年度の長期借入の調達枠については、フレックス枠の中に含まれている。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成 28 年度	平成 27 年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,500 億円	3,000 億円
20 年債	1,500 億円	-
地共済引受債	1,200 億円	-
10 年債	400 億円	-
20 年債	800 億円	-
計	4,200 億円	3,000 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2. 長期借入

平成 28 年度	平成 27 年度
300 億円	-

※ このほか、公募債のうち、フレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

※ 平成 27 年度については、9 月に公募債のフレックス枠から 250 億円を長期借入している。

3. 政府保証債

債券の種類	平成 28 年度	平成 27 年度
10 年債	2,400 億円	5,000 億円
8 年債	1,200 億円	1,000 億円
6 年債	2,000 億円	1,200 億円
4 年債	400 億円	-
計	6,000 億円	7,200 億円

Ⅲ 平成 28 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、民間金融機関等からの資金調達などに関し、必要な支援を実施する。

2. 平成 28 年度地方支援業務の概要

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の 4 つを業務の柱として実施する。

平成 28 年度は、各研修の開催時期・開催場所を見直し、集合研修の受講機会の充実を図るとともに、自治体財政に関するテーマを題材とするセミナーを新たに実施する。

また、地方財政に関して、地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入に係る支援を拡充する。

(1) 人材育成

地方公共団体の職員が、各団体において、最適な資金調達等を実現する上で必要不可欠な金融知識を習得するための研修会や出前講座を実施するとともに、その講座メニューの追加・拡充により、事業の充実を図る。

① 各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修等の集合研修を実施し、資金調達入門研修の秋の開催の拡大や開催場所の見直しにより、集合研修の受講機会の充実を図る。また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

② 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を実施する。

③ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識に資する教材をホームページ等を通じて提供する。

④ JFM 地方自治体財政セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上、機構の認知度の向上及び金融機関との連携を図る。

(2) 実務支援

地方公共団体からの資金調達等に関する支援要請に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する専門家の派遣などにより、きめ細かな支援を提供する。

① 資金調達等に係る実務支援

地方公共団体が抱える資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザーが、電話やメール、訪問などの方法によって個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

経営戦略の策定や新たに地方公営企業会計の適用を行う地方公共団体を支援するために、都道府県等が開催する研修会等に対し、公認会計士等の専門家を派遣し、講義や個別相談会に対応する。

③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）との連携のもとでの共通のソフトウェアの地方公共団体への提供や、都道府県等が開催する研修会等への公認会計士等の専門家を派遣し、講義や個別相談会に対応することで、地方公共団体における統一的な基準に基づく財務書類等の作成を支援する。

(3) 調査研究

地方公共団体の資金調達等や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 資金調達等に関する調査研究

研究者、シンクタンク等との連携強化を図りつつ、銀行からの借入等に関する調査など、地方公共団体の業務向上に資するテーマについて調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方公共団体に提供する。

② 地方公会計の活用に関する調査研究（総務省との共同研究）

統一的な基準による地方公会計について、地方公共団体は、原則として平成 29 年度までに整備し予算編成等に活用するように、総務省から要請されているところである。

地方公会計に関する課題や今後のあり方等を検討することにより、地方公会計の一層の活用につなげるため、総務省と共同で調査研究を実施する。

(4) 情報発信

ホームページやパンフレットなどを効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う上で参考となる経済・金融データ、金融知識、事例などを提供する。加えて、地方公共団体のニーズを掘り起こし、地方支援業務のさらなる充実を図る。

また、資金調達等に関して、工夫をして取り組んでいる地方公共団体を表彰することにより、地方公共団体の資金調達等担当職員の意識向上を図るとともに、その取組事例を全国の地方公共団体に対し広く周知を図ることにより、地方公共団体全体のより良い資金調達等につなげる。

IV 平成 28 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、貸付期間が最長 40 年であるのに対して、貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと調達との期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、パーゼルⅢの流動性規制が適用されたことを踏まえ、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約した財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 28 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 28 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して OJT 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成28年度事業計画

- 1 平成28年度における貸付金は、1,690,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成28年度における貸付回収金は、1,665,967百万円を予定している。
- 3 平成28年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,370,000百万円、長期借入30,000百万円、政府保証債の発行600,000百万円、合計2,000,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成28年度における債券償還金は、1,847,229百万円を予定している。
- 5 平成28年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成28年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,355百万円を予定している。

(別紙1)

平成28年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	545
公営住宅事業	165
全国防災事業	239
学校教育施設等整備事業	95
社会福祉施設整備事業	144
一般廃棄物処理事業	148
一般事業	77
地域活性化事業	74
防災対策事業	143
地方道路等整備事業	384
合併特例事業	918
緊急防災・減災事業	1,527
公共施設最適化事業	55
計	4,514
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,488
水道事業（簡易水道）	197
交通事業（一般交通）	10
交通事業（都市高速鉄道）	250
病院事業	1,265
下水道事業	2,957
工業用水道事業	82
電気事業	44
ガス事業	29
介護サービス事業	14
市場事業	113
と畜場事業	18
駐車場事業	1
港湾整備事業	31
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4
計	6,503
被災施設借換債	4
臨時財政対策債	5,879
合 計	16,900

注) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

平成28年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成28年度
国内債	6,000億円
10年債	2,400億円
20年債	1,200億円
5年債	200億円
30年債	200億円
FLIP	2,000億円
国外債	2,200億円
フレックス枠	1,300億円
計	9,500億円

- ※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
 ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成28年度
地共連引受債	3,000億円
10年債	1,500億円
20年債	1,500億円
地共済引受債	1,200億円
10年債	400億円
20年債	800億円
計	4,200億円

- ※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成28年度
300億円

- ※ このほか、公募債のうち、フレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成28年度
10年債	2,400億円
8年債	1,200億円
6年債	2,000億円
4年債	400億円
計	6,000億円

③平成28年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,006,357
貸付金	1,690,000
有価証券	50,000
債券償還金	1,847,229
事業損金	218,738
事務費	2,627
支払利息	211,198
債券発行費	4,355
元利金支払手数料	556
借入金費用	3
固定資産取得費	389
国庫納付金	200,000
その他	1
資金収入合計	4,044,725
貸付回収金	1,665,992
地方公共団体金融機構債券	1,970,000
借入金	30,000
事業益金	375,193
公営競技納付金	2,800
雑収入	739
資金収支差額（資金収入－資金支出）	38,368
前期末現金預け金等	1,136,977
期末現金預け金等	1,175,345

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成28年度予算

平成28年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,350,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画並びに資金計画に規定する債券及び長期借入金の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。
- 4 理事長は、第1項に規定する地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券及び既に実施している長期借入金金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができる。
- 5 前項の規定により長期借入金をしたときは、第1項の限度額（第2項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から当該長期借入金金額を減額した金額を限度額とする。

2. 平成28年度 予定損益計算書

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	377,972
資金運用収益	375,057
貸付金利息	374,427
有価証券利息及び預け金利息	6
その他の受入利息	624
役務取引等収益	103
その他経常収益	2,812
地方公共団体健全化基金受入額	2,800
その他の経常収益	12
経常費用	219,653
資金調達費用	211,475
債券利息	210,886
借入金利息	590
役務取引等費用	515
その他業務費用	4,035
営業経費	3,629
人件費	933
業務費	1,528
その他の営業経費	1,168
経常利益	158,319
特別利益	427,330
公庫債権金利変動準備金取崩額	420,000
利差補てん積立金取崩額	7,330
特別損失	559,521
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	139,521
国庫納付金	200,000
当期純利益	26,128

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成28年度 予定貸借対照表
(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,616,911	債券	19,990,221
有価証券及び現金預け金	1,257,345	借入金	150,500
金融商品等差入担保金	17	金融商品等受入担保金	218,701
その他資産	10,035	その他負債	7,914
有形固定資産及び無形固定資産	4,260	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	3,378,953
		金利変動準備金	1,980,000
		公庫債権金利変動準備金	1,357,944
		利差補てん積立金	41,009
		負債の部合計	24,666,567
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	162,839
		一般勘定積立金	162,839
		評価・換算差額等	6,895
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	240,002
資産の部合計	24,906,569	負債及び純資産の部合計	24,906,569

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画 (平成28年度～平成30年度)

(単位：億円)

科 目	28年度計画	29年度計画	30年度計画
経 常 収 益	3,780	3,500	3,280
経 常 費 用	2,200	2,000	1,890
経 常 利 益	1,580	1,500	1,390
特 別 損 益	△1,320	△1,270	△1,220
当 期 純 利 益	260	240	180

- (注) 1. 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
2. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成 28 年 9 月 30 日現在において当機構が判断したものです。

① 信用リスクについて

(1) 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構全体の貸付残高は当中間事業年度末現在で 23 兆 6,033 億円となっておりますが、そのうち 0.2% 程度の 533 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.02%未満となっております。

(2) 市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

② 市場リスクについて

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。当中間事業年度末の金利変動準備金は、一般勘定で 1 兆 9,800 億円、管理勘定で 1 兆 4,888 億円、両勘定合計で 3 兆 4,688 億円となっております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 平成28年9月30日現在

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション 8.77年 ・負債（債券等）デュレーション7.54年 ・デュレーションギャップ1.23年（前年同期比+0.17年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション 6.04年 ・負債（債券）デュレーション4.50年 ・デュレーションギャップ1.54年（前年同期比△0.13年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション 7.51年 ・負債（債券等）デュレーション6.08年 ・デュレーションギャップ1.43年（前年同期比±0年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

(2) 為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、バーゼルⅢの流動性規制を踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

④ オペレーショナルリスク

(1) 事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っ

ております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

(2) システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

⑤ 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

① 重要な会計方針及び見積り

当機構の中間財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】(1)【中間財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

② 当中間事業年度の経営成績の分析

(当中間事業年度の損益状況)

経常収益は1,893億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益1,892億円です。また、経常費用は1,104億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,065億円です。この結果、経常利益は788億円となりました。

これに、公庫債権金利変動準備金から金利変動準備金への繰入れのための取崩額2,200億円及び公庫時代の貸付に係る当中間事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額37億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円及び公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額703億円を特別損失として計上しております。

この結果、当中間事業年度の機構全体の間接純利益は122億円となっております。

(当中間事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆8,744億円、負債の部につきましては、債券等の24兆6,463億円、純資産総額につきましては、地方公共団体出資金等2,280億円を計上しております。

(中間キャッシュ・フローの状況)

当中間事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,637億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは1,358億円の収入となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間事業年度末残高は1兆1,112億円となりました。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間事業年度末における主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間事業年度末において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等については、次のとおりです。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内 容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支 払額			
当機構	主たる事 務所	東京都千 代田区	新設	ソフトウ ェア	42	42	自己資金	H28.6	H28.9

(2) 除却、売却等

前事業年度末と同様、記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当中間事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成28年9月30日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	813	9,196,200
町村等	929	1,038,900
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	就任年月日
監事	—	加藤 光一	昭和 34 年 12 月 18 日	昭和 58 年 4 月 運輸省入省 平成 20 年 7 月 国土交通省海事局船舶産業課国際業務室長 平成 23 年 9 月 国土交通省海事局安全・環境政策課長 平成 25 年 7 月 国土交通省海事局安全政策課長 平成 27 年 7 月 国土交通省大臣官房技術審議官（海事局担当） 平成 28 年 6 月 地方公共団体金融機構監事	平成 28 年 6 月 17 日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監事	—	平口 愛一郎	平成 28 年 6 月 16 日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第 5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当中間事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間事業年度末 平成 27 年 9 月 30 日		当中間事業年度末 平成 28 年 9 月 30 日		前事業年度末 平成 28 年 3 月 31 日	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸付金	2	23,464,589	95.12	23,603,349	94.89	23,664,512	96.03
有価証券		649,000	2.63	99,000	0.40	235,000	0.95
現金預け金		538,003	2.18	1,111,260	4.47	711,611	2.89
金融商品等差入担保金		507	0.00	46,217	0.19	16,277	0.07
その他資産		12,230	0.05	10,436	0.04	11,550	0.05
有形固定資産	1	2,775	0.01	2,654	0.01	2,720	0.01
無形固定資産		1,591	0.01	1,501	0.01	1,700	0.01
資産の部合計	3	24,668,696	100.00	24,874,418	100.00	24,643,371	100.00
(負債の部)							
債券		19,589,489	79.41	20,019,395	80.48	19,799,634	80.34
借入金		110,500	0.45	145,500	0.58	120,500	0.49
金融商品等受入担保金		171,031	0.69	39,799	0.16	129,509	0.53
その他負債		9,729	0.04	7,861	0.03	10,345	0.04
賞与引当金		54	0.00	56	0.00	52	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	8	0.00	7	0.00
退職給付引当金		38	0.00	46	0.00	33	0.00
役員退職慰労引当金		25	0.00	15	0.00	9	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.73	920,287	3.70	920,287	3.73
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.73	920,287	3.70	920,287	3.73
特別法上の準備金等	4	3,679,152	14.91	3,513,382	14.12	3,446,803	13.99
金利変動準備金		1,760,000	7.13	1,980,000	7.96	1,760,000	7.14
公庫債権金利変動準備金		1,866,817	7.57	1,488,812	5.99	1,638,462	6.65
利差補てん積立金		52,334	0.21	44,570	0.18	48,341	0.20
負債の部合計		24,480,318	99.24	24,646,353	99.08	24,427,184	99.12
(純資産の部)							
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		121,362	0.49	150,135	0.60	137,900	0.56
一般勘定積立金		107,703	0.44	137,900	0.55	137,900	0.56
一般勘定中間未処分利益		13,659	0.06	12,234	0.05	—	—
評価・換算差額等		△3,253	△0.01	7,662	0.03	8,018	0.03
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22	53,666	0.22
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22	53,666	0.22
純資産の部合計		188,378	0.76	228,065	0.92	216,187	0.88
負債及び純資産の部合計		24,668,696	100.00	24,874,418	100.00	24,643,371	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日		当中間事業年度 自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日		前事業年度 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	
		金額 (百万 円)	構成比 (%)	金額 (百万 円)	構成比 (%)	金額 (百万 円)	構成比 (%)
経常収益		205,019	100.00	189,305	100.00	407,972	100.00
資金運用収益		204,935		189,213		404,858	
役務取引等収益		78		73		108	
その他業務収益		0		12		0	
その他経常収益		6		6		3,005	
地方公共団体健全化基金受入額		—		—		2,993	
その他の経常収益		6		6		12	
経常費用		120,275	58.67	110,491	58.37	239,039	58.59
資金調達費用		116,049		106,547		230,505	
役務取引等費用		165		161		324	
その他業務費用		2,503		2,166		4,405	
営業経費		1,557		1,616		3,803	
経常利益		84,744	41.33	78,813	41.63	168,933	41.41
特別利益		224,217	109.36	223,770	118.21	528,211	129.47
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	220,000		220,000		520,000	
利差補てん積立金取崩額		4,217		3,770		8,211	
特別損失		295,302	144.04	290,349	153.38	666,947	163.48
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		75,302		70,349		146,947	
国庫納付金		—		—		300,000	
中間（当期）純利益	1	13,659	6.66	12,234	6.46	30,197	7.40

③【中間純資産変動計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
出資者資本				
地方公共団体出資金				
当期首残高		16,602	16,602	16,602
当中間期変動額				
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		16,602	16,602	16,602
利益剰余金				
一般勘定積立金				
当期首残高		107,703	137,900	107,703
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	30,197
当中間期変動額合計		—	—	30,197
当中間期末残高		107,703	137,900	137,900
一般勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		13,659	12,234	—
当中間期変動額合計		13,659	12,234	—
当中間期末残高		13,659	12,234	—
利益剰余金合計				
当期首残高		107,703	137,900	107,703
当中間期変動額				
中間純利益		13,659	12,234	30,197
当中間期変動額合計		13,659	12,234	30,197
当中間期末残高		121,362	150,135	137,900
出資者資本合計				
当期首残高		124,305	154,502	124,305
当中間期変動額				
中間純利益		13,659	12,234	30,197
当中間期変動額合計		13,659	12,234	30,197
当中間期末残高		137,964	166,737	154,502
評価・換算差額等				
繰延ヘッジ損益				
当期首残高		△4,482	8,018	△4,482
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
出資者資本以外の項目の				
当中間期変動額		1,229	△356	12,500
(純額)				
当中間期変動額合計		1,229	△356	12,500
当中間期末残高		△3,253	7,662	8,018

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
管理勘定利益積立金				
当期首残高		53,666	53,666	53,666
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		53,666	53,666	53,666
管理勘定中間未処分利益				
当期首残高		—	—	—
当中間期変動額				
中間純利益		—	—	—
当中間期変動額合計		—	—	—
当中間期末残高		—	—	—
純資産合計				
当期首残高		173,489	216,187	173,489
当中間期変動額				
中間純利益		13,659	12,234	30,197
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）		1,229	△356	12,500
当中間期変動額合計		14,888	11,878	42,697
当中間期末残高		188,378	228,065	216,187

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間事業年度	当中間事業年度	前事業年度
		自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間純利益		13,659	12,234	30,197
減価償却費		277	311	564
資金運用収益		△204,935	△189,213	△404,858
資金調達費用		116,049	106,547	230,505
賞与引当金の増加額		3	3	2
役員賞与引当金の増加額		0	0	0
退職給付引当金の増加額（△は減少額）		△3	12	△8
役員退職慰労引当金の増加額（〃）		2	5	△13
地方公共団体健全化基金の減少額		—	—	△2,993
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△144,697	△149,650	△73,052
利差補てん積立金の減少額		△4,217	△3,770	△8,211
貸付金の純増(△)減		△26,959	61,163	△226,882
債券の純増減(△)		45,238	218,532	254,060
借入金の純増減(△)		25,000	25,000	35,000
資金運用による収入		206,212	190,656	405,693
資金調達による支出		△116,623	△107,903	△229,067
その他		△11,110	△120,167	△56,171
営業活動によるキャッシュ・フロー		117,898	263,763	174,764
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の償還による収入		1,305,000	348,500	2,756,000
有価証券の取得による支出		△1,284,000	△212,500	△2,321,000
有形固定資産の取得による支出		△0	△1	△10
無形固定資産の取得による支出		△104	△113	△347
投資活動によるキャッシュ・フロー		20,894	135,885	434,642
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付による支出		—	—	△300,000
公営競技納付金による収入		—	—	2,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	△297,006
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		138,792	399,648	312,400
VI 現金及び現金同等物の期首残高		399,211	711,611	399,211
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高		538,003	1,111,260	711,611

重要な会計方針

項目	前中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、

項目	前中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	<p>当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3] ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
	<p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条の規定に準じて算出した額を計上しております。</p>	同左	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左	同左

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30 日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	_____	_____	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

追加情報

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
国庫納付について	—	—	平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 28 年度においては「平成 28 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 28 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 2,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成 27 年度は 3,000 億円)。

注記事項等

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間事業年度末 (平成27年9月30日)	当中間事業年度末 (平成28年9月30日)	前事業年度末 (平成28年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	450 百万円	582 百万円	516 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
3. 担保提供資産	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等	法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等

項目	前中間事業年度末 (平成27年9月30日)	当中間事業年度末 (平成28年9月30日)	前事業年度末 (平成28年3月31日)
	19,589,489 百万円の一般担保に供しております。	20,019,395 百万円の一般担保に供しております。	19,799,634 百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に準ずるものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>

(中間損益計算書関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 当期(中間)純利益の勘定別内訳	一般勘定 13,659 百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 12,234 百万円 管理勘定 ー百万円	一般勘定 30,197 百万円 管理勘定 ー百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	――	――	平成27年度から平成29年度までの3年間に、総額6,000億円以内で、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成27年度においては「平成27年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成27年総務省・財務省令第1号。以下、「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金3,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(金融商品関係)

I 前中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等

の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、機構では、市場動向を踏まえた最も有利な条件での債券の募集発行を機動的に行うことを第一義としながら、FLIP やフレックス枠を活用し、10 年を超える超長期債の継続的な発行など債券の発行年限をきめ細かく調整することで、負債（債券等）デュレーションの長期化に努め

るなど、デュレーションギャップの縮小に取り組んでおります。

- ・貸付けにおいても、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしております。
- ・なお、先述のとおり、公営企業債の償還年限を最長40年に延長することとしており、これにより一定程度のデュレーションギャップの拡大が見込まれるものの、金利リスクへの備えとして金利変動準備金を保有しております。さらに、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしており、金利リスクの軽減に努めております。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成27年9月30日現在、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b)/(e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	20.4% (+2.1%)	△572,970 (△105,236)	△1,926,268 (△244,785)	1,353,297 (+139,548)	2,814,999 (+252,497)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成27年9月30日現在の国債レートをを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成27年9月30日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利(国債レート)が一律200ベーシス・ポイント(2.00%)上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成27年9月30日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は32,386百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は32,821百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になるこ

と、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、本邦金融機関にバーゼルⅢの流動性規制が適用されたことを踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,464,589	25,345,598	1,881,009
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	649,000	649,000	-
(3) 現金預け金	538,003	538,003	-
(4) 金融商品等差入担保金	507	507	-
資産計	24,652,099	26,533,109	1,881,009
(1) 債券	19,589,489	20,456,421	866,931
(2) 借入金	110,500	112,558	2,058
(3) 金融商品等受入担保金	171,031	171,031	-
負債計	19,871,021	20,740,011	868,989
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されているもの	1,150	1,150	-
デリバティブ取引計	1,150	1,150	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成27年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	649,000	649,000	—
	小計	649,000	649,000	—
合計		649,000	649,000	—

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	71,500	71,500	1,150	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	75,000	75,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,233,354	1,233,354	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	130,000	-	※2	
合計			1,509,854	1,379,854	1,150	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
貸付金	1,645,874	1,665,060	1,659,271	1,643,632	1,606,250	6,754,095	6,951,433	1,538,971
有価証券								
満期保有目的のもの	649,000	-	-	-	-	-	-	-
預け金	538,003	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	10年超	20年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	20年以内	30年以内
債券	1,658,250	1,900,536	1,734,890	1,854,643	1,985,343	8,039,191	2,241,525	177,000
借入金	-	25,000	-	30,000	10,000	45,500	-	-

II 当中間事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトが原則としてゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長 40 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 6,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 28 年 9 月 30 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.3% (+1.9%)	△684,163 (△111,192)	△2,207,449 (△281,181)	1,523,286 (+169,989)	3,074,687 (+259,687)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 28 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 28 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成28年9月30日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は26,550百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は26,899百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、バーゼルⅢの流動性規制を踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,603,349	26,243,652	2,640,303
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	99,000	99,000	-
(3) 現金預け金	1,111,260	1,111,260	-
(4) 金融商品等差入担保金	46,217	46,217	-
資産計	24,859,826	26,500,129	2,640,303
(1) 債券	20,019,395	21,180,386	1,160,991
(2) 借入金	145,500	149,301	3,801
(3) 金融商品等受入担保金	39,799	39,799	-
負債計	20,204,694	21,369,487	1,164,792
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	253	253	-
デリバティブ取引計	253	253	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成28年9月30日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	99,000	99,000	-
	小計	99,000	99,000	-
合計		99,000	99,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	68,000	68,000	253	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	55,000	55,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,467,529	1,467,529	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	91,000	-	※2	
合計			1,681,529	1,590,529	253	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,672,472	1,689,230	1,705,339	1,685,506	1,635,862
有価証券 満期保有目的のもの	99,000	-	-	-	-
預け金	1,111,259	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,732,610	6,898,830	1,575,004	8,493
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,900,536	1,759,890	1,857,643	2,030,343	2,217,271
借入金	25,000	25,000	30,000	10,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,615,765	2,487,355	139,500	20,000
借入金	55,500	-	-	-

III 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長40年で貸付を行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆転となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権

については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長40年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについ

て、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前述のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出

結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 28 年 3 月 31 日現在、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	25.1% (+2.7%)	△713,370 (△134,394)	△2,164,845 (△309,036)	1,451,475 (+174,641)	2,842,808 (+262,697)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 28 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 28 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 28 年 3

月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 30,276 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 30,676 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、バーゼルⅢの流動性規制を踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,664,512	23,360,218	2,695,705
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	235,000	235,000	-
(3) 現金預け金	711,611	711,611	-
(4) 金融商品等差入担保金	16,277	16,277	-
資産計	24,627,400	27,323,106	2,695,705
(1) 債券	19,799,634	20,984,649	1,185,014
(2) 借入金	120,500	124,017	3,517
(3) 金融商品等受入担保金	129,509	129,509	-
負債計	20,049,644	21,238,176	1,188,532
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 28 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	235,000	235,000	-
	小計	235,000	235,000	-
合計		235,000	235,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	75,000	75,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,302,474	1,302,474	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	173,000	-	※2	
合計			1,550,474	1,377,474	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,667,182	1,669,864	1,679,686	1,665,312	1,623,644
有価証券 満期保有目的のもの	235,000	-	-	-	-
預け金	711,611	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,749,347	6,987,580	1,615,733	6,159
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,847,228	1,773,824	1,804,268	2,055,327	1,896,753
借入金	-	25,000	30,000	10,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,955,991	2,292,940	174,000	10,000
借入金	55,500	-	-	-

(有価証券関係)

I 前中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成27年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	649,000	649,000	-	-	-

(注)1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成28年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	99,000	99,000	-	-	-

(注)1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

III 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	235,000	235,000	-	-	-

(注)1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金</p> <p>b ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金</p> <p>[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
	<p>c ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>[3] ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リ</p>

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>	<p>スクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

(退職給付関係)

項目	前中間事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要			当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2. 確定給付型の制度			<p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>期首における退職給付引当金 41 百万円</p> <p>退職給付費用 3 百万円</p> <p>退職給付の支払額 3 百万円</p> <p>制度への拠出額 <u>7 百万円</u></p> <p>期末における退職給付引当金 <u>33 百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <p>積立型制度の退職給付債務 291 百万円</p> <p>年金資産 <u>△287 百万円</u></p> <p>3 百万円</p> <p>非積立型制度の退職給付債務 <u>30 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>33 百万円</u></p> <p>退職給付引当金 <u>33 百万円</u></p> <p>貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>33 百万円</u></p>

項目	前中間事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日)	当中間事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
			(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給 付費用 3 百万円

(重要な後発事象)

項目	前中間事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当中間事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
国庫納付について	平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 27 年度においては「平成 27 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 27 年総務省・財務省令第 1 号)に基づき、同準備金 3,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	平成 27 年度から平成 29 年度まで 3 年間に、総額 6,000 億円以内で、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 28 年度においては「平成 28 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 28 年総務省・財務省令第 1 号)に基づき、同準備金 2,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	_____

(勘定別情報関係)

I 前中間事業年度

勘定別情報(中間貸借対照表関係)

(平成 27 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	11,531,840	11,932,748		23,464,589
有価証券	649,000			649,000
現金預け金	538,003			538,003
金融商品等差入担保金	507			507
その他資産	4,991	7,238		12,230
有形固定資産	2,775			2,775
無形固定資産	1,591			1,591
一般勘定貸		707,979	△ 707,979	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	92,831		△ 92,831	
資産の部合計	12,821,540	12,647,966	△ 800,810	24,668,696
負債の部				
債券	9,014,778	10,574,711		19,589,489
借入金	110,500			110,500
金融商品等受入担保金	171,031			171,031
その他負債	2,124	7,605		9,729
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	38			38
役員退職慰労引当金	25			25
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	707,979		△ 707,979	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		92,831	△ 92,831	
特別法上の準備金等	1,760,000	1,919,152		3,679,152
金利変動準備金	1,760,000			1,760,000
公庫債権金利変動準備金		1,866,817		1,866,817
利差補てん積立金		52,334		52,334
負債の部合計	12,686,828	12,594,300	△ 800,810	24,480,318
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	121,362			121,362
一般勘定積立金	107,703			107,703
一般勘定中間未処分利益	13,659			13,659
評価・換算差額等	△ 3,253			△ 3,253
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	134,711	53,666		188,378
負債及び純資産の部合計	12,821,540	12,647,966	△ 800,810	24,668,696

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計

上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第 9 条第 12 項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,458	144,150	△ 6,590	205,019
資金運用収益	65,876	139,059		204,935
役務取引等収益	78			78
その他業務収益	0			0
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	389		△ 389	
地方公共団体健全化基金受取利息	1,108		△ 1,108	
一般勘定貸受取利息		9	△ 9	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,082	△ 5,082	
経常費用	53,799	73,095	△ 6,590	120,275
資金調達費用	45,724	70,325		116,049
役務取引等費用	73	91		165
その他業務費用	1,444	1,058		2,503
営業経費	1,465	92		1,557
管理勘定借支払利息	9		△ 9	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,082		△ 5,082	
一般勘定事務委託費		389	△ 389	
地方公共団体健全化基金支払利息		1,108	△ 1,108	
経常利益	13,659	71,085		84,744
特別利益	220,000	224,217	△ 220,000	224,217
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		4,217		4,217
特別損失	220,000	295,302	△ 220,000	295,302
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		75,302		75,302
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	13,659			13,659

II 当中間事業年度

勘定別情報（中間貸借対照表関係）

（平成 28 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	12,915,117	10,688,232		23,603,349
有価証券	99,000			99,000
現金預け金	1,111,260			1,111,260
金融商品等差入担保金	46,217			46,217
その他資産	4,064	6,372		10,436
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	1,501			1,501
一般勘定貸		724,616	△ 724,616	
資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△ 724,616	24,874,418
負債の部				
債券	10,193,094	9,826,300		20,019,395
借入金	145,500			145,500
金融商品等受入担保金	39,799			39,799
その他負債	1,989	5,871		7,861
賞与引当金	56			56
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	46			46
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	724,616		△ 724,616	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,533,382		3,513,382
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,488,812		1,488,812
利差補てん積立金		44,570		44,570
負債の部合計	14,005,414	11,365,555	△ 724,616	24,646,353
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	150,135			150,135
一般勘定積立金	137,900			137,900
一般勘定中間未処分利益	12,234			12,234
評価・換算差額等	7,662			7,662
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	174,399	53,666		228,065
負債及び純資産の部合計	14,179,814	11,419,221	△ 724,616	24,874,418

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	67,019	127,293	△ 5,008	189,305
資金運用収益	66,567	122,645		189,213
役務取引等収益	73			73
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	360		△ 360	
一般勘定貸受取利息		12	△ 12	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,635	△ 4,635	
経常費用	54,785	60,714	△ 5,008	110,491
資金調達費用	47,292	59,254		106,547
役務取引等費用	73	88		161
その他業務費用	1,236	929		2,166
営業経費	1,534	81		1,616
管理勘定借支払利息	12		△ 12	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,635		△ 4,635	
一般勘定事務委託費		360	△ 360	
経常利益	12,234	66,579		78,813
特別利益	220,000	223,770	△ 220,000	223,770
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		3,770		3,770
特別損失	220,000	290,349	△ 220,000	290,349
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		70,349		70,349
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
中間純利益	12,234			12,234

Ⅲ 前事業年度

勘定別情報（貸借対照表関係）

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	12,374,835	11,289,676		23,664,512
有価証券	235,000			235,000
現金預け金	711,611			711,611
金融商品等差入担保金	16,277			16,277
その他資産	4,096	7,453		11,550
有形固定資産	2,720			2,720
無形固定資産	1,700			1,700
一般勘定貸		746,916	△ 746,916	
資産の部合計	13,346,241	12,044,046	△ 746,916	24,643,371
負債の部				
債券	9,504,061	10,295,573		19,799,634
借入金	120,500			120,500
金融商品等受入担保金	129,509			129,509
その他負債	2,342	8,003		10,345
賞与引当金	52			52
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	33			33
役員退職慰労引当金	9			9
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	746,916		△ 746,916	
特別法上の準備金等	1,760,000	1,686,803		3,446,803
金利変動準備金	1,760,000			1,760,000
公庫債権金利変動準備金		1,638,462		1,638,462
利差補てん積立金		48,341		48,341
負債の部合計	13,183,720	11,990,380	△ 746,916	24,427,184
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	137,900			137,900
一般勘定積立金	137,900			137,900
評価・換算差額等	8,018			8,018
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	162,521	53,666		216,187
負債及び純資産の部合計	13,346,241	12,044,046	△ 746,916	24,643,371

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業

務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	139,456	281,436	△ 12,920	407,972
資金運用収益	133,391	271,466		404,858
役務取引等収益	108			108
その他業務収益	0			0
その他経常収益	3,005			3,005
地方公共団体健全化基金受入額	2,993			2,993
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	740		△ 740	
管理勘定貸受取利息	0		△ 0	
地方公共団体健全化基金受取利息	2,209		△ 2,209	
一般勘定貸受取利息		28	△ 28	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		9,941	△ 9,941	
経常費用	109,259	142,699	△ 12,920	239,039
資金調達費用	93,171	137,334		230,505
役務取引等費用	145	179		324
その他業務費用	2,347	2,057		4,405
営業経費	3,624	178		3,803
管理勘定借支払利息	28		△ 28	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	9,941		△ 9,941	
一般勘定借支払利息		0	△ 0	
一般勘定事務委託費		740	△ 740	
地方公共団体健全化基金支払利息		2,209	△ 2,209	
経常利益	30,197	138,736		168,933
特別利益	220,000	528,211	△ 220,000	528,211
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		520,000		520,000
利差補てん積立金取崩額		8,211		8,211
特別損失	220,000	666,947	△ 220,000	666,947
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		146,947		146,947
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		300,000		300,000
当期純利益	30,197			30,197

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当中間事業年度末（平成 28 年 9 月 30 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 1,111,259 百万円その他です。
その他資産	未収収益 10,073 百万円（貸付金利息 9,988 百万円その他）、その他の資産 363 百万円（金利スワップ資産 247 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 7,566 百万円（債券利息 7,502 百万円）その他です。
-------	--------------------------------------

(3) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 11 月 25 日

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣 彌 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 村 俊 克	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 修 一 郎	印

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間純資産変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、機構の平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第 5 【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。

